

令和3年度三重県観光客実態調査業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

平成23年度制定の「みえの観光振興に関する条例」第22条（観光に関する統計の整備）に基づく調査である。

当調査により、令和2年度から令和5年度を計画期間とする「三重県観光振興基本計画」「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」で成果目標とする「観光消費額」「満足度」の実績を把握するとともに、観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準」（平成21年12月策定）に基づく「観光消費額」の実績を把握する。

観光庁の共通基準では県内の主要観光地に調査員を派遣しての聞き取り調査を実施することが義務付けられており、過去の実績と対比して異常値が発生しないよう質の高い調査員の確保や調査実施にあたっての高度な運営能力が求められる。

持続可能な観光振興の実現のため、観光客の実態に関する総括的な分析が必要となることから、「旅行・観光分野における専門性」をはじめ、「全国の豊富な比較データの保有」、「効果的な分析を行うための企画性、創造性、独自性」などの能力も求められることとなる。

このため、「調査委託契約実施要綱（平成19年3月28日付け総務第07-244号・出納第01-232号）」第2条（1）「シンクタンク業務にかかる委託」に該当し、第3条（1）「高度の専門知識、特殊な技術」および（3）「広範なデータの収集、多角的な分析」が必要である。

2 企画提案コンペを行う目的

上記1のとおり、調査の「目的、意図は明瞭であるが、アプローチの方法や解決手段が多岐にわたる」ことから、調査委託契約実施要綱第4条の3-（1）-②-イにあたり、複数社（者）による企画提案コンペを実施する場合に該当する。

よって、公募型企画提案コンペ方式により、最優秀提案者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものとする。

3 委託業務の内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

（1）委託業務名：三重県観光客実態調査

（2）委託期間：契約締結日から令和4年3月23日（水）とする

（3）成果品：下表のとおり

	成果品	提出期限	部数、内容等
観光客実態調査	報告書（速報版） 及びローデータ	調査実施日から 2か月以内	・ 電子媒体（Word 及び Excel）
	報告書 及びローデータ	令和4年 3月23日（水）	・ A4 版 ・ 電子媒体（Word 及び Excel）
	国の共通基準による 調査報告用データ	三重県が 別途指定した日	・ 電子媒体（Excel）

（4）委託業務の内容

ア 調査の実施

(ア) 調査方法

調査地点を訪れた来訪者を対象とした調査員による対面聞き取り調査とする。

(イ) 調査地点

原則として、県内14地点

※調査地点の選定については、県内5つの地域区分（北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）のバランスや各地点における観光入込客数などを考慮したうえで、提案事業者による提案内容をもとに、三重県と協議して決定するものとする。

(ウ) 調査時期

実施時期は、令和3年度四半期（5・6月、7～9月、10～12月、1～3月）の年4回とする。

実施日は、各期のうち任意の休日とし、県と協議のうえ決定するものとする（各調査地点で年4回）。

※（参考）国の「観光入込客統計に関する共通基準」では、都道府県ごとに全ての調査地点で同日に実施することが理想的とされている。

(エ) 調査サンプル数

総サンプル数：年間3,500以上

※有効な回答が得られた調査票のみサンプル数としてカウントする。

※上記の条件下で、総サンプル数を確保できるよう計画すること。

※四半期毎のサンプル数の配分は、四半期毎の集客状況に合わせたものとし、調査実施前に年間取得計画を作成し、県と協議すること。また、調査日に計画するサンプル数に至らなかった場合、速やかに県に報告するとともに、追加調査等を行うなど、サンプル数を確保するために必要な措置を、県と協議したうえで行うこと。

(オ) 調査項目

経年変化を捉えた分析を行うため、原則として過年度に実施した「三重県観光客実態調査事業」において調査した項目及び国の「観光入込客統計に関する共通基準（<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/irikom.html>）」に準じた項目とする。

調査項目（案）は別添「調査票（例）」のとおり。

※提案事業者において、調査項目についての提案がある場合は、三重県と協議して決定するものとする。

(カ) その他

- ① 調査対象とする来訪者は、観光を終えた者とする。また、特定の世代や旅行形態、団体旅行者に偏らないよう配慮すること。
- ② 調査員に対して、対面聞き取り調査での接遇やアンケートの記入方法・注意事項等について十分説明を行い、適正な調査が行えるよう留意すること。
- ③ 調査の実施にあたっては、県調査である旨の表示をした腕章もしくは名札を必ず着用すること。
- ④ 調査に協力いただいた来訪者には、三重県の観光パンフレット等を提

供することとする。それらは県から提供するが、各調査地点への送付は調査票等と一括して提案事業者が行うこととし、その際の送料は提案事業者が負担すること。

⑤ 調査日には、適当な人数の監督員を配置すること。監督員は、来訪者等とのトラブルが生じた場合、県に早急に連絡を行うとともに、連携してその処理にあたること。

⑥ 当該業務が、国が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に準拠した調査となるよう、その実施全般にわたって配慮すること。

イ データの分析及び考察並びに報告書の作成

(ア) データの分析及び考察

当該調査（アンケート調査）結果の出力は、各調査項目の県全体及び県内5つの地域区分毎に全体/期別集計を行い、項目毎の特徴やその要因について、過去の調査結果や県内外の社会情勢などを加味した分析を行う。

また、上記分析に加え、国の「観光入込客統計に関する共通基準」に沿ったデータを観光庁報告用の基礎データとして算出すること。

(イ) データの活用

(ア) の分析結果を元に、他の統計調査データとも組み合わせ、多彩な切り口によるデータの活用方法を提案する。

(ウ) 報告書の作成

報告書は、四半期調査後に作成する速報版（3期分）と、年間の調査を通じて作成する報告書の4種類を作成する。

4 契約上限額

4, 715, 612円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）…1部
- (2) 企画提案書…9部
- (3) 費用内訳書…9部
- (4) 様式

日本工業規格のA4版（15頁以内）を長辺綴じとすること。

※企画書の作成経費はコンペ参加者の負担とします。

※提出された書類等は返却しません。

- (5) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し
- (6) 契約実績証明書（第2号様式）

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

令和3年4月30日（金）17時まで（必着）

（提出先：三重県雇用経済部観光局観光政策課）

8 最優秀提案の選定方法

別に設置する「令和3年度三重県観光客実態調査業務企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。

- (1) 調査方法等の具体性

調査方法が明確かつ具体的なものとなっているか

- (2) 調査方法等の効果性

調査員の資質向上及びサンプル数確保のための方策が検討されているか

- (3) 分析方法の明瞭性

分析が理解しやすく利活用しやすいものになっているか。また、全国との比較データを基にした考察が考慮されているか

- (4) 事業の企画性

独自のアイデアが盛り込まれ、工夫のある提案となっているか

- (5) 事業の実効性

調査の全体スケジュールは具体的かつ無理のないものか、また、関係機関との連絡体制は十分なものになっているか

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時 令和3年5月11日（火）午後1時（予定）

- (2) 場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階雇用経済部会議室（予定）

※提案者によるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、web会議システムを活用して行う可能性がありますので、ご注意ください。

10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和3年4月22日(木) 12時まで(必着)

(2) 質問の提出

質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、「5(2) 提出場所」まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて受信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問の内容は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き的な事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

受けた質問に対する回答については、令和3年4月23日(金) 17時までに、三重県ホームページに掲載します。

12 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(4) 契約は、三重県雇用経済部観光局観光政策課において行います。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

15 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

19 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局観光政策課

TEL: 059-224-2077 FAX: 059-224-2801 E-mail: kanko@pref.mie.lg.jp

担当: 名倉